

徳島県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和八年一月十五日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十五日

徳島県知事　後藤田　正純

道路の種類　県道

番号	整理 路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
2 2	阿南勝浦			
四番二地先まで	同 七番一地先から 阿南市下大野町渡り上り六二			
五一	九一・七			
	令和八年一月十五日			